

不動産公売のお知らせ

松原市では下記のとおり不動産の公売を実施します。
買受を希望される方は、ぜひご参加ください。

1. 公売財産の内容

松原市天美我堂1丁目7番地
朝日プラザ松原
F棟301, 302, 303, 304, 305号室
(別紙財産目録のとおり)
以上登記簿による表示
一括換価の方法によって、公売を行う。



詳しくは、市ホームページをご確認ください。

2. 公売の方法 入札
3. 公売日時 入札 令和4年11月15日 午前10時20分から午前11時50分まで
開札 令和4年11月15日 午前11時51分
公売場所 大阪府咲洲庁舎41階 公売会場
4. 売却決定 日時 令和4年12月6日 午前10時00分
場所 松原市総務部納税課
5. 公売保証金 420,000円
見積価額 4,200,000円
6. 買受代金納付期限 日時 令和4年12月6日 午後2時30分
場所 松原市総務部納税課
7. 買受人についての資格その他の要件 別紙「公売における注意事項」のとおり
8. その他 (1) 次順位買受制度の適用があります。
(2) 公売保証金の納付は公売入札日の午前10時20分から午前11時20分までとします。
(3) その他は、別紙「公売における注意事項」のとおりです。

【注意事項】

- ・入札の手続き等については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。
- ・公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認してから入札してください。また、松原市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して、明け渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- ・公売手続きを中止する場合がありますので、事前にご確認ください。
- ・**公売に関する説明を入札開始時間の10分前から公売会場において行いますので、午前10時10分までにお越しください。**
- ・公売に参加される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご協力をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手指消毒用のアルコールを設置しておりますので、会場に入る際はご利用をお願いします。
- ・大声での会話はお控えください。
- ・会場入口にて検温を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、発熱等の症状のある場合には参加を自粛いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

松原市総務部納税課納税係

TEL 072-334-1550 (内線2224)

(平日 午前9時00分～午後5時30分)

※不動産公売に関する電子メールでのお問い合わせには一切応じておりません

【公売当日に持参して頂くもの】

- ・印鑑（個人の場合：本人の印鑑（認印で可） 法人の場合：代表者の印鑑
スタンプ式のものはお使い頂けません。）
- ・本人確認書類（個人の場合：運転免許証又は住民票等 法人の場合：商業登記事項証明書等）
- ・公売保証金（現金又は小切手。小切手は大阪手形交換所に参加している銀行等の本・支店の振り出すものに限る。）
- ・収入印紙（200円） 落札できなかった入札者が営利法人又は個人営業者の場合は、公売保証金を返還するために必要です。
- ・委任状 代理人が入札する場合、代理権等を証する委任状及び委任者の印鑑証明が必要です。
- ・陳述書 暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が必要です。宅地建物取引業者、債権管理回収業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

【公売条件等】

1 土地

(1) 交通機関

大阪メトロ御堂筋線北花田駅から南東方道路距離約 1.5 km

(2) 接面道路等

東側が幅員約 22mの府道（府道我堂金岡線）、西側が幅員約 8.6mの市道（我堂 82 号線）、南側が幅員約 9.3mの市道（我堂一津屋線）に接面している

(3) 公法上の規制等

市街化区域に属し、第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、準防火地域、第二種高度地区となっている。

(4) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。

2 一棟の建物

(1) 設備等

対象物件は、昭和 59 年 8 月 21 日（登記簿による表示）に新築された鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 3 階建「朝日プラザ松原 F 棟」。

エレベーター 6 人乗り 1 基、専用駐車場なし、朝日プラザ松原 F 棟の来客用自転車置場は約 9 台分相当あり。

(2) 管理組合

朝日プラザ松原管理組合法人

(3) 管理会社

日本ビルサービス株式会社

管理人 有 (勤務時間 月～金曜日 偶数日の土曜日 9:00～17:00)

※日曜日・祝祭日及び奇数日の土曜日は休み

3 専有部分の建物

(1) 間取り・仕様等

〈位置〉

朝日プラザ松原団地内の朝日プラザ松原 F 棟 (商業棟) の 3 階に位置している。

〈仕様〉

店舗及び事務所等

〈設備〉

電気 (管理組合より毎月請求)、水道 (管理組合より 2 カ月毎請求)、ガス (管理組合より毎月請求)、下水の配管らしきはあるが、利用については専門家の調査を要する。

空調設備は換気扇のみ。但し、303 号室は換気扇なし。

(2) 利用状況等

建物所有者及び建物占有者の申し出によれば、建物占有者は、平成 28 年より期間の定めなく、月額 12,000 円で倉庫として使用している (契約書なし)。建物所有者及び建物占有者の残置物は多くあるが、動産処分依頼書 (放棄書) を徴取しているため、買受人が当該動産を処分すること。

(3) 管理費等 (所有権移転後の翌月より請求となります)

管理費 F-301 号	11,820 円	積立金 F-301 号	11,050 円
F-302 号	11,620 円	F-302 号	10,870 円
F-303 号	11,620 円	F-303 号	10,870 円
F-304 号	11,510 円	F-304 号	10,760 円
F-305 号	33,750 円	F-305 号	31,560 円

※未納管理費等の承継はございません。

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- 1 松原市は公売財産の引渡しの義務を負いません。
- 2 松原市は公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等や引渡義務等を負いません。
- 3 土壌汚染に係る調査は行っておりません。